

第8章 医業税務

8-6 医療法人の役員報酬

Q8-6

医療法人の役員報酬について教えてください。

A8-6

法人税法の役員報酬は、定期同額給与・事前確定届出給与・利益連動給与の3種類が認められております。

定期同額給与：支給額が1ヶ月以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの。

事前確定届出給与：事前に支給時期及び支給金額を定める給与をいい、その内容に関する届出書を届出期限内に所轄の税務署長に提出していること。

利益連動給与：同族会社以外の法人が業務を執行する役員に対して支給する利益に関する指標を基礎として算定される給与。

そのうち医療法人では、定期同額給与と事前確定届出給与が認められています。利益連動給与は剰余金の配当禁止等により認められないと考えられます。

	定期同額給与	事前確定届出給与
税務手続き	不必要	必要
変更時の税務手続き	不必要	必要
賞与の損金算入	不算入	算入

医療法人の役員報酬は、税法のみならず医療法にも関係する為に慎重さを必要とすることから、次の点に注意をしなければなりません。

(1) 実質基準

- ① 役員の職務の内容
- ② 医療法人の収益
- ③ 使用人に対する給料の支給状況
- ④ 事業規模が類似する同業他社の役員報酬の支給状況

(2) 形式基準

社員総会又は理事会の決議（又は役員報酬規程）により定めている報酬限度額以内となっていること